

# 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

当クラブは「わんそーれおきなわ古宇利島」（以下「本クラブ」という。）と称する。

### 第2条（事務所）

本クラブの事務所は株式会社なんくるない社（以下「本件会社」という）内に置く。

### 第3条（目的）

本クラブは、会社が運営する宿泊施設、ドッグランその他付属施設及び会社が業務提携する他社施設（以下これら施設を「本件施設」という。）の利用を通じて、愛犬とともに会員のリゾートライフの満足度の向上と健康の増進に資することを目的とする。

### 第4条（運営及び管理）

本クラブの運営及び会社施設の管理は、会社が行うものとする。

### 第5条（定義）

会則における定義は、特に断りのない限り、入会契約の定義による。

## 第2章（会員）

### 第6条（会員）

- 1 本クラブは、本件会社との間で入会契約を締結し、入会契約規定に基づく入会金・年会費を支払い、会員資格を得た者を会員とする。
- 2 会員は、会社が指定する方法により、会員の連絡先を登録するものとし、その連絡先に変更があった場合には、速やかに本件会社に通知する。
- 3 本件会社が会員に対して通知をする場合、前項の規定により登録した連絡先に通知するものとし、通知を発した日の翌日に、当該連絡先に通知が到達したものとみなす。

### 第7条（会員の施設利用）

会員は、本件会社が定める利用規程その他各種規則に従い、本件施設を利用することができる。

### 第8条（会員の責任）

- 1 会員は、本件施設利用に際して、本件会社が定める利用規程その他各種規則を遵守するとともに、同伴者に対しても遵守させ、同伴者の行為に対して一切の責任を負うものとする。

2 会員は、本件施設利用に際して、本件会社の指示に従わなければならない。

#### 第9条（愛犬の登録）

- 1 会員は、本クラブ入会に際し、愛犬についても本クラブに登録するものとする。
- 2 本クラブに登録することができる愛犬は4頭以内とし、本件会社が指定する予防接種を済ませており、接種証明書等の提示ができる愛犬に限られる。なお、会員は、愛犬登録後も毎年会社の求めに応じて更新した予防接種証明書を提出するものとし、提出されない場合は、愛犬の登録は抹消されるものとする。
- 3 本件会社は、会員からの申請がある場合に、アレルギー等が原因で、会社が指定する予防接種をすることができない愛犬について、本クラブに登録することができる。
- 4 会員は、原則として登録した愛犬のみを本件施設に同行させることができる。ただし未登録の愛犬、その他ペットについては、本件会社の事前の承諾がある場合に限り、同行させることができる。
- 5 会員は、登録した愛犬を変更することができる。変更した愛犬についても2項、3項の規定を準用する。

#### 第10条（愛犬登録の際の注意事項）

- 1 会員は、各航空会社が5月1日頃から10月31日頃までの期間、短鼻犬（パグ・フレンチブルドッグ・シーズー等）を飛行機に搭乗させない運用をしている場合があることを確認した上で、入会契約及び愛犬登録を行う。
- 2 会員は、格安航空会社（LCC）、その他航空会社で、愛犬を飛行機に搭乗させない運用をしている場合があることを確認した上で、入会契約及び愛犬登録を行う。

### 第3章（会員資格の譲渡禁止等）

#### 第11条（会員資格の譲渡禁止）

会員は、会員資格を第三者に譲渡することができない。

#### 第12条（会員の死亡による会員資格の喪失）

会員資格は、会員の死亡により消滅し、会員の遺産の対象には含まれない。

#### 第13条（会員資格の喪失）

- 1 会員は以下の場合に、その資格を喪失する。
  - (1) 退会
  - (2) 死亡
  - (3) 法人の解散

(4) 除名

(5) 入会契約の期間満了

- 2 前項の規定に該当し、会員資格を失効した場合でも、支払い済みの入会金、年会費、その他会員が本件会社に支払った金員については、返還されないものとする。但し、第16条第4項が適用され、本件会社が第三者に宿泊・施設利用券を売却できた場合には、本件会社は、会員に対して、宿泊・施設利用券の売却価額の60%の金員を会員に対して支払う。

#### 第14条（会員の除名）

本件会社は、会員が以下の事項の一に該当する場合に、会員を除名することができる。

- (1) 会則及び本件会社が定める利用規定に違反したとき
- (2) 本件クラブの名誉を毀損または秩序を乱す行為等があったとき
- (3) 年会費その他本件会社に支払うべき金員を支払わず、相当期間を定めた本件会社からの催告に応じないとき
- (4) 入会契約第6条1項に違反したとき

#### 第4章 利用料・利用方法等

##### 第15条（利用料）

会員は、入会金、年会費の他に宿泊料金、施設利用料金を負担する必要はない。ただし、朝食・夕食やSUP等のアクティビティのサービス提供の費用は別途必要となる。

##### 第16条（本件施設の利用方法）

- 1 本件会社は、年会費を支払った会員に対して年間10枚の宿泊・施設利用券を発行する。
- 2 会員は、宿泊・施設利用券1枚につき、定員4名で本件施設に1泊し、本件施設を利用することができる。
- 3 会員は、本件会社の承諾がある場合に限り、宿泊・施設利用券を第三者に譲渡することができる。ただし、会員はメルカリ等のフリーマーケットアプリケーションその他、SNSを利用する方法によって、第三者に宿泊・施設利用券を売却することはできない。
- 4 会員が年間10枚の宿泊・施設利用券を消費できず、残余が生じた場合であっても、本件会社は、会員に対して、入会金、年会費の返還は行わない。但し、会員から本件会社に対する申出を受けて、本件会社が当該会員の宿泊・施設利用券を他の会員に売却することができた場合には、宿泊・施設利用券1枚あたりの売却価額の60%

を本件会社が、当該会員に対して支払うこととする。

- 5 本件施設利用は、利用規程に定めるところにより先着順に予約を受け付けるため、利用希望日の宿泊予約が保証されるものでないことを、会員はあらかじめ承諾する。
- 6 本件施設のメンテナンス等の事情で、本件施設の利用予約ができない日程があることを、会員はあらかじめ承諾する。

#### 第17条（本件施設利用の拒否）

本件会社は、会員が入会契約、会則または利用規程その他会社の定める諸規則に違反しているとき、または違反するおそれのあるときは、会員による本件施設利用を拒否することができる。

#### 第18条（本件施設の変更等）

本件会社は、本件施設の新設または廃止，その他やむを得ない事由により、本件施設の変更をすることができる。この場合、本件会社は会員に対して、事前にその旨を通知するものとする。

### 第5章 その他

#### 第19条（本クラブの閉鎖等）

本件会社は、本件施設が滅失または使用継続不能となったとき、もしくは天災地変及び著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が生じた場合は、本クラブを閉鎖することができる。この場合、本件会社は、会員に対して事前にその旨を通知するものとする。

#### 第20条（遅延損害金）

会員が、年会費の支払い等の本件会社に対する債務の履行を遅滞したときは、会員は、本件会社に対して、その弁済期の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

#### 第21条（改正・規定の制定）

本件会社は、必要に応じて、会則または利用規程の変更及び新たな規定の新設をすることができる。この場合、本件会社は会員に対して、事前にその内容・実施時期を通知する。

#### 第22条（管轄裁判所）

会則、会員契約について紛争が生じたときは、那覇地方裁判所名護支部をもって管轄裁判所とする。

# 入会契約書（２年目以降）

## 第 1 条（目的）

甲は、わんそーれおきなわ古宇利島（以下「本クラブ」という）の会則に定める会員としての資格（以下「本件会員資格」という）を得ることを目的として、本クラブ入会契約（以下「本件契約」という）を締結する。

## 第 2 条（入会金・年会費等）

- 1 入会金は 20 万円（税別）とする。
- 2 年会費は 80 万円（税別）とする。
- 3 甲は、入会金と年会費の支払後、本件会員資格を取得する。本件会員資格の有効期限は 1 年間とする。
- 4 会員は、本件会員資格の有効期限が満了する月の 3 ヶ月前の日が属する月の末日までに申込みをし、有効期限満了の 2 ヶ月前の日が属する月の末日までに新たに年会費 80 万円を支払うことで、本件契約の更新をすることができる。
- 5 会員が、年会費 80 万円を支払い、本件契約を更新した場合には、会員は新たに入会金を支払う必要がないが、本件契約を更新せずに本件契約が終了し、その後、再度本件契約を締結する場合には、別途入会金 20 万円を要する。

## 第 3 条（入会金及び年会費の支払い等）

甲は、乙に対し、本件契約締結後直ちに、入会金及び年会費を支払う。

## 第 4 条（会員の権利）

本件会員は、入会金・年会費を支払った時点で、会員の地位を取得し、本件施設の宿泊・利用が可能となる。

具体的な利用方法、利用日数等は、会則第 4 章記載の通りである。

## 第 5 条（会則等の遵守等）

- 1 甲は、利用希望日の宿泊予約が保証されるものではないこと、会則その他乙が制定した規則（以下「会則等」という。）の内容について乙から説明を受け理解したこと、会則等について改定されることがあることを確認するとともに、会則が本件契約の一部を構成するものであることを承認する。
- 2 甲は、会則その他乙の制定する規則を遵守することを約束する。

## 第 6 条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲は、現在及び将来にわたって、自己または自己の役員・従業員、親会社、

関連会社、実質的に経営を支配するものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等に該当する者でないことを表明し、保証する。

- 2 乙は、甲が前項の規定に違反した場合、本件契約を解除することができる。この場合、受領済みの入会金、年会費は返還されないものとする。

#### 第7条（契約の解除）

甲は、本件契約締結後、乙の債務不履行がある場合を除き、本件契約を解除することができない。

#### 第8条（管轄裁判所）

本件契約、その他会則等について紛争が生じたときは、那覇地方裁判所名護支部をもって管轄裁判所とする。

# 入会契約書（１年目）

## 第１条（目的）

甲は、わんそーれおきなわ古宇利島（以下「本クラブ」という）の会則に定める会員としての資格（以下「本件会員資格」という）を得ることを目的として、本クラブ入会契約（以下「本件契約」という）を締結する。

## 第２条（入会金・年会費等）

- 1 入会金は２０万円（税別）とする。
- 2 年会費は８０万円（税別）とする。
- 3 甲は、入会金と年会費の支払後、下記の時点で会員資格を取得する。

### 記

① 令和４年１月１日から令和５年３月３１日までに入会契約を締結した場合、令和５年４月１日から会員資格を取得する。ただし、令和５年４月１日時点で、本件施設の完成の遅滞等の理由で、本件施設の利用ができない場合には、本件施設利用可能日から会員資格を取得する。

② 令和５年４月１日以降に入会契約を締結した場合

甲の入会金と年会費の支払いについて、乙の確認がとれた時点で、会員資格を取得する。ただし、令和５年４月１日時点で、本件施設の建設工事の遅滞等の理由で、本件施設の利用可能日が令和４年４月２日以降となる場合には、本件施設利用可能日が入会日となる。

- 4 会員は、本件会員資格の有効期限が満了する月の３ヶ月前の日が属する月の末日までに申込みをし、有効期限満了の２ヶ月前の日が属する月の末日までに新たに年会費８０万円を支払うことで、本件契約の更新をすることができる。
- 5 会員が、年会費８０万円を支払い、本件契約を更新した場合には、会員は新たに入会金を支払う必要がないが、本件契約を更新せずに本件契約が終了し、その後、再度本件契約を締結する場合には、別途入会金２０万円を要する。

## 第３条（入会金及び年会費の支払い等）

甲は、乙に対し、本件契約締結後直ちに、入会金及び年会費を支払う。

## 第４条（会員の権利）

本件会員は、入会金・年会費を支払った時点で、会員の地位を取得し、本件施設の宿泊・利用が可能となる。

具体的な利用方法、利用日数等は、会則第4章記載の通りである。

#### 第5条（会則等の遵守等）

- 1 甲は、利用希望日の宿泊予約が保証されるものではないこと、会則その他乙が制定した規則（以下「会則等」という。）の内容について乙から説明を受け理解したこと、会則等について改定されることがあることを確認するとともに、会則が本件契約の一部を構成するものであることを承認する。
- 2 甲は、会則その他乙の制定する規則を遵守することを約束する。

#### 第6条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲は、現在及び将来にわたって、自己または自己の役員・従業員、親会社、関連会社、実質的に経営を支配するものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等に該当する者でないことを表明し、保証する。
- 2 乙は、甲が前項の規定に違反した場合、本件契約を解除することができる。この場合、受領済みの入会金、年会費は返還されないものとする。

#### 第7条（契約の解除）

甲は、本件契約締結後、乙の債務不履行がある場合を除き、本件契約を解除することができない。

#### 第8条（管轄裁判所）

本件契約、その他会則等について紛争が生じたときは、那覇地方裁判所名護支部をもって管轄裁判所とする。



# 利用規程

会則第16条5に基づき、本クラブ及び本件施設の利用に関して、次の通り、規定を定める。  
なお、本規定に特段の定めのない用語は、会則の用語の定義に従う。

## 第1条（利用規程の遵守）

会員、会員同伴者、及び会員・会社から宿泊・施設利用券を譲り受け、本件各施設を利用するものは、本規定に定める事項を遵守しなければならない。会員は、同伴者にもこれを遵守させなければならない。

## 第2条（本件各施設の利用）

### (1) 完全予約制

本件施設を利用する場合、会員または会員・会社から宿泊・本件施設利用券を譲り受けた者は、本件会社に電話・メール等の本件会社指定の方法により予約をしなければならない。

### (2) 完全貸切制

会員及び会員・会社から宿泊・施設利用券を譲り受けた第三者は、本件施設の利用の申込みをし、本件会社がそれを承諾した場合、本件施設を単独で利用できる。

### (3) 予約受付開始日

ア 休日、祝祭日及びその前日（以下「特定日」という）は、宿泊予定日初日の3ヶ月前の同日から予約することができる

イ 次に定めるハイシーズン期間は、次に定める日を予約受付開始日とする（ハイシーズンの具体的な期間は、毎年設定され、ホームページに掲載される）。

- ・年末年始の利用：予約受付開始日9月1日
- ・ゴールデンウィークの利用：予約受付開始日2月1日
- ・お盆の利用：予約受付開始日5月1日

ウ 特定日及びハイシーズン期間を除く日（以下「平日」という）は6ヶ月前の同日から予約できる。

### (4) 利用可能回数

利用可能回数については、会則第16条記載の通りとする。

(5) 宿泊予約は先着順で受け付けるものとし、利用希望日の宿泊予約が保証されているものではない。

### 第3条（予約方法）

- 1 会員または会員から宿泊・施設利用券の譲渡を受けた者は、下記の事項を明らかにして予約を行う。
  - (1) ①予約申込者の氏名、②会員から宿泊・施設利用券を譲り受けた場合は、会員の氏名と宿泊・施設利用券の管理番号、③宿泊する愛犬の名前。
  - (2) 宿泊日と日数
  - (3) 利用者
  - (4) 利用人数
- 2 宿泊予約は、電話・メール等本件会社指定の方法による先着順受付とし、受付時間は下記の通りとする。
  - (1) メール 予約受付開始日の午前11時から
  - (2) 電話予約 受付開始日以降平日午前11時から午後5時まで
- 3 予約に際して、下記に該当する場合は、その申込みを受け付けない。
  - (1) 既に本件施設の利用予約が入っている場合
  - (2) 定員数を越える人数での利用予約申込み
  - (3) 予約に特別な条件を求められた場合
  - (4) 予約受付開始日前の申込み
  - (5) 管理運営上の必要により利用制限を行う場合
  - (6) 会員が本件会社に支払うべき費用の滞納が確認された場合

### 第4条（本件施設の利用料金）

会則第4章記載の通り、入会金・年会費の他に、本件施設の利用料金は発生しない。

### 第5条（宿泊施設のチェックインとチェックアウト）

チェックインは、午後3時から、チェックアウトは午前11までとする。

### 第6条（キャンセルの取り扱い）

会員は、自己の都合により本件施設の利用・宿泊の予約を取り消す場合、予めその旨本件会社に連絡をするものとする。宿泊日の3日前以降にキャンセルをする場合または無断キャンセルをする場合には、キャンセル一泊あたり宿泊・施設利用券1枚を失効する。但し、台風等で飛行機・フェリー等の欠航及び古宇利大橋の閉鎖が原因でキャンセルをする場合には宿泊・施設利用券は失効しない。

## 第7条（前日、当日の各種サービスの予約）

会員は、入会金・年会費とは別途料金を支払うことで、以下のサービスを受けることができる。

### 1 宿泊時の朝食・夕食

予約申込み時期は、宿泊予約時とする。料金の支払いは、宿泊予約時におけるクレジットカード決済のみとし、サービス提供日の3日前以降にキャンセルがあった場合、支払い済みの金員の返還は不可とする。

### 2 SUP・DOGSUP

予約申込み時期はサービス利用の前日までとし、料金の支払いは、サービス利用当日またはチェックアウト時とする。

## 第8条（台風等の暴風時の取り扱い）

- 1 本件施設が存在する古宇利島は、台風その他悪天候時に風速25mの暴風圏内に入ると、沖縄本島と古宇利島を結ぶ古宇利大橋が閉鎖されることを、会員は認識した上で、入会契約を締結する。
- 2 本件施設は、離島に存在しており、台風その他悪天候時に、停電が生じることがあることを、会員は理解した上で、入会契約を締結する。

## 第9条（弁償責任）

- 1 利用者は、本件施設の利用の際に、故意・過失により、家具、調度、什器、備品、装飾品等に破損・損傷を与えた場合は、弁償する責任を負う。
- 2 会員から宿泊・施設利用券を譲り受けた者により、前項の破損・損傷が生じた場合、当該宿泊・施設利用券を譲渡した会員も、連帯して弁償する責任を負う。

## 第10条（注意事項・禁止事項）

- 1 利用者は、下記事項に十分な注意を払うものとする。
  - (1) 外出時のドアの施錠
  - (2) 居室、廊下、共同場所等本件施設内で静粛を保つ
  - (3) テレビ・ラジオの音量等、近隣住民の迷惑にならないように気をつける。
  - (4) 宿泊室の家具、調度、電気器具、什器備品、装飾品の取り扱いに十分注意する。
  - (5) 宿泊室、廊下、共用部分の清潔維持管理に協力する。
  - (6) 施設内の家具、調度、什器、備品、装飾品等に破損・損傷を与えた場合は、本件会社に直ちに連絡をし、相当の対応をする。

2 利用者は下記事項を行い、または他人に行わせてはならないものとする。

- (1) 本件施設および施設内の動産に対する損傷・汚損行為
- (2) 宿泊室の家具、調度、電気器具、什器備品、装飾品の目的外使用
- (3) 火器、爆発物、発火物、可燃類、危険物の持ち込み・利用。但し、備え付けのバーベキューコンロの屋外指定箇所での利用、手持ち花火（打ち上げ花火、爆竹を除いた花火）の持ち込み・屋外指定箇所での利用は可能とする。
- (4) 備え付けの調理設備以外を利用した調理
- (5) 私物の放置
- (6) 営業行為
- (7) 夜間（午後 9 時から翌朝 8 時まで）における、静寂の妨げになる行為
- (8) 所定方法以外のゴミ処理、物の投棄
- (9) 立入禁止場所への立入
- (10) 指定場所以外の駐車
- (11) 公序良俗に反し、または不快感を抱かせる行為

3 会社は、前項の注意事項・禁止事項に関して、警告、中止、利用禁止、現状回復を求めることができる。

#### 第 11 条（遅延損害金）

会員は、各種支払債務の履行を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払完了日までの間、年 14.6% の割合による遅延損害金を支払う。

#### 第 12 条（規則の制定、改廃）

本件会社は、必要に応じて、規則を制定・改廃できるものとし、予め会員に書面にて通知し、またはホームページの所定の場所に提示して知らせるものとする。